

千葉市条例第36号

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生資源物の屋外における適正な保管について、必要な事項を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源物 使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第121条の規定により当該廃棄物とみなすものを含む。）及び法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。
- (2) 屋外 建物（屋根、周壁及び床又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物をいう。）の外をいう。
- (3) 屋外保管 業として再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物を保管することをいう。
- (4) 屋外保管事業場 屋外保管を行う場所（屋外保管に伴い再生資源物の破砕、選別、積替えその他の作業を行う場所を含む。）をいう。
- (5) 屋外保管事業者 屋外保管を行う者をいう。

(屋外保管事業者等の責務)

第3条 屋外保管事業者は、この条例の規定により適正な屋外保管をするほか、法令等に従って当該屋外保管事業場を適正に管理運営しなければならない。

2 屋外保管事業場を設置しようとする者は、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲り受け、又は使用しようとするときは、その旨を土地所有者に説明しなければならない。

3 屋外保管事業者は、自己の管理する屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(土地所有者の責務)

第4条 土地所有者は、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであることを確認しなければならない。

2 土地所有者は、当該土地に設置された屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(屋外保管事業場の許可)

第5条 屋外保管事業場を設置しようとする者は、次の各号に掲げる場合を除き、規則で定めるところにより、設置する屋外保管事業場ごとに、市長に屋外保管事業場の設置に関する計画その他の必要な事項を記載した申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 当該屋外保管事業場の敷地面積が100平方メートルを超えない場合（敷地が隣接する屋外保管事業場にあつては、その敷地が隣接する屋外保管事業場の各敷地面積の合計が100平方メートルを超える場合を除く。以下同じ。）

(2) 屋外保管以外の事業（再生資源物の破砕、選別、積替えその他の事業を除く。）を本来の業務として行う者が、当該本来の業務を行う事業場において当該本来の業務に付随して屋外保管を一時的に行う場合

(3) 当該屋外保管事業場が使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定による解体業の許可又は同法第67条第1項の規定による破砕業の許可を受けた者のそれぞれ当該許可に係る事業所に該当する場合

(4) 当該屋外保管事業場が千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成26年千葉県条例第55号）第3条第1項の規定による届出に係るヤードに該当する場合

2 前項の許可の有効期間は、5年とし、同項の許可は、その有効期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があった場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、更新後の許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 市長は、次の各号（第2項に規定する更新の場合にあっては、第1号及び第2号）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。

(1) 屋外保管事業場の設置に関する計画が、第7条第1項本文及び第8条第1項（第2項に規定する更新の場合にあっては、第7条第1項本文及び第8条第1項第2号）の基準並びに市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害により、屋外保管の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 法その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反したことにより、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは浄化槽法(昭和58年法律第43号)第41条第2項又はこの条例第15条第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第7条の4第1項第3号若しくは法第14条の3の2第1項第3号(法第14条の6において準用する場合を含む。))又はこの条例第15条第1項第3号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。))においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知(この条例の規定による当該取消しの処分にあつては、千葉市行政手続条例(平成7年千葉市条例第40号)第15条の規定による通知。以下この号において同じ。))があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。))であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

カ 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6に

において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは浄化槽法第41条第2項又はこの条例第15条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。キにおいて同じ。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出又はこの条例第10条ただし書の規定による全部の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

- キ カに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出又はこの条例第10条ただし書の規定による全部の廃止の届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ク 屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ケ 暴力団員等(千葉県暴力団排除条例(平成24年千葉県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。スにおいて同じ。)
- コ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからケまでのいずれかに該当するもの

サ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者のあるもの

シ 個人で規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者のあるもの

ス 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(3) 申請者が、次条第1項に規定する説明会を開催し、又は同条第2項に規定する措置を講じていること。

6 第1項の許可を受けた者（以下「許可屋外保管事業場設置者」という。）は、規則で定めるところにより、当該許可に係る屋外保管事業場について、市長に必要な事項を記載した申請書を提出して検査を受け、当該屋外保管事業場が当該許可に係る申請書に記載した屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

7 第1項の許可には、市民生活の安全又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

8 第1項第1号に規定する屋外保管事業場の敷地面積がその敷地の変更等により100平方メートルを超えることとなる場合は、当該屋外保管事業場における屋外保管事業者を同項に規定する屋外保管事業場を設置しようとする者とみなす。

（説明会の開催等）

第6条 前条第1項の許可の申請をしようとする者（以下この条において「許可申請予定者」という。）は、当該許可の申請をする日の1月前までに、当該許可の申請に係る屋外保管事業場の周辺に居住する者その他の規則で定める者（次項及び附則第7項において「周辺住民」という。）に対して、許可申請予定者及び屋外保管事業場の現場責任者の連絡先その他の規則で定める事項（次項及び附則第7項において「周知事項」という。）を周知させるための説明会を開催しなければならない。

2 許可申請予定者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項に規定する説明会を開催することができない場合は、当該許可の申請をする日の2週間前までに、周知事項

を周辺住民に周知させるために必要な規則で定める措置を講じなければならない。

(屋外保管事業場の保管基準)

第7条 屋外保管事業者は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。ただし、屋外保管に係る再生資源物が千葉県火災予防条例(昭和37年千葉県条例第4号)第33条第1項に規定する指定可燃物である場合は、この限りでない。

(1) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 規則で定めるところにより、屋外保管事業場の敷地の外部から見やすい箇所に屋外保管事業場である旨その他屋外保管事業場に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

イ 屋外保管の場所(屋外保管事業場内において、再生資源物を保管するための用に供する区画をいう。以下同じ。)の周囲に囲いが設けられていること。

ウ 規則で定めるところにより、保管している再生資源物の周辺の外部から見やすい箇所に屋外保管の場所である旨その他屋外保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 屋外保管の場所から再生資源物が崩落し、及び飛散し、並びに悪臭が発散しないように、また、屋外保管の場所から当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

ア 屋外保管する再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること。

イ 容器を用いずに屋外保管する場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが、規則で定める高さを超えないようにすること。

ウ 屋外保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、屋外保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める措置

- (3) 屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること。
- (4) 屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (5) 屋外保管事業場において、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置を講ずること。

2 敷地面積が100平方メートルを超えない屋外保管事業場については、前項第1号の規定は、適用しない。

(屋外保管事業場の立地基準)

第8条 屋外保管事業場の場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 住宅等（住宅、学校、病院等、公民館、博物館、図書館、保育所、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設及びこれらに類するものであり、これらの敷地を含む。以下同じ。）から屋外保管事業場の敷地の境界までの距離が100メートル以上であること。
- (2) 屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質等が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであること。

2 次の各号に掲げる場合においては、前項第1号の規定は、適用しない。

- (1) 第5条第1項各号に該当する場合
- (2) 第5条第1項の許可の申請後に前項第1号に規定する距離内に住宅等が設置される場合
- (3) 市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものとして市長が特に認める場合

(記録の作成等)

第9条 許可屋外保管事業場設置者は、再生資源物を受け取り、又は引き渡したときは、規則で定めるところにより、屋外保管事業場ごとに、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成するとともに、作成の日から3年間、これを保存しなければならない。

- (1) 再生資源物の取引の年月日及び取引先
- (2) 再生資源物の品目及び数量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 許可屋外保管事業場設置者は、前項の規定により作成した記録を毀損し、亡失し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(変更の許可等)

第10条 許可屋外保管事業場設置者は、その許可に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に必要な事項を記載した申請書を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、屋外保管の全部若しくは一部を廃止したとき、又は規則で定める軽微な変更をしたときは、変更後、遅滞なく市長に届け出ることをもって足りる。

2 第5条第5項及び第6項の規定は、前項の許可について準用する。

3 次の各号に掲げる場合における第1項の規定による変更は、当該屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質等並びに当該屋外保管事業場における屋外保管が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないと市長が認めた場合に限り行うことができる。

(1) 当該屋外保管事業場の敷地から住宅等の敷地の境界までの距離が第8条第1項第1号に規定する距離未満である場合

(2) 当該屋外保管事業場の敷地の変更等により住宅等から当該屋外保管事業場の敷地の境界までの距離が第8条第1項第1号に規定する距離未満となる場合

(屋外保管事業場の譲受け等)

第11条 許可屋外保管事業場設置者から当該許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に必要な事項を記載した申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

2 第5条第5項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項の許可を受けて屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた

者は、当該屋外保管事業場に係る許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

(合併及び分割)

第12条 許可屋外保管事業場設置者である法人の合併の場合（許可屋外保管事業場設置者である法人と許可屋外保管事業場設置者でない法人が合併する場合において、許可屋外保管事業場設置者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る屋外保管事業場を承継させる場合に限る。）について当該合併又は分割について、市長が承認したときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継した法人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 第5条第5項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、前項の規定により市長が承認する場合について準用する。

(相続)

第13条 許可屋外保管事業場設置者について相続があったときは、相続人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可屋外保管事業場設置者に対する勧告及び命令)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、必要と認める措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(1) 許可屋外保管事業場設置者の当該許可に係る屋外保管事業場が第7条第1項本文、第8条第1項又は規則で定める基準に適合しなくなったとき。

(2) 許可屋外保管事業場設置者がこの条例の規定（第3条及び第4条を除く。）に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(3) 許可屋外保管事業場設置者が第5条第7項の規定により当該許可

に付した条件に違反したとき。

- 2 市長は、前項の勧告を受けた許可屋外保管事業場設置者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて当該屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずることができる。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、屋外保管事業場が第7条第1項本文、第8条第1項又は規則で定める基準に適合しなくなつたと認める場合において、その不適合により市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、当該許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(許可の取消し)

第15条 市長は、許可屋外保管事業場設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- (1) 第5条第5項第2号ウ若しくはエ(法第25条から第27条までの規定に係る部分若しくは法第32条第1項(法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、刑に処せられたことによる場合に限る。)又はク、ケ若しくはスのいずれかに該当するに至つたとき。
- (2) 第5条第5項第2号コからシまで(同号ウ若しくはエ(法第25条から第27条までの規定に係る部分若しくは法第32条第1項(法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号ク若しくはケに係るものに限る。)に該当するに至つたとき。
- (3) 第5条第5項第2号コからシまで(同号オに係るものに限る。)に該当するに至つたとき。
- (4) 第5条第5項第2号アからキまで又はコからシまでのいずれかに

該当するに至ったとき（前3号に該当する場合を除く。）。

(5) 前条第1項第2号に該当し情状が特に重いとき、又は同条第2項若しくは第3項の規定による処分に違反したとき。

(6) 不正の手段により第5条第1項の許可（同条第2項の許可の更新を含む。）、第10条第1項本文の変更の許可又は第11条第1項の許可を受けたとき。

2 市長は、許可屋外保管事業場設置者が前条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

3 前2項の規定により屋外保管事業場の設置の許可を取り消された者又はその承継人（次項においてこれらを「旧許可屋外保管事業場設置者等」という。）は、当該許可を取り消された屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて市長の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならない。

4 旧許可屋外保管事業場設置者等は、前項の屋外保管事業場を廃止するまでの間、当該屋外保管事業場についてなお前条の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用を受ける。

（報告徴収）

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、再生資源物の屋外保管に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、屋外保管事業者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第18条 市長は、次の各号（第14条第1項各号に該当する場合を除く。）のいずれかに該当するときは、屋外保管事業者に対し、期限を

定めて必要と認める措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- (1) 屋外保管事業場が第7条第1項本文、第8条第1項又は規則で定める基準に適合しないとき。
- (2) 屋外保管事業者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(命令)

第19条 市長は、前条の勧告を受けた屋外保管事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該屋外保管事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて当該屋外保管事業場の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

- 2 市長は、前条及び前項の規定にかかわらず、屋外保管事業場が第7条第1項本文、第8条第1項又は規則で定める基準に適合しないと認める場合において、その不適合により市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、当該屋外保管事業者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(事故時の措置)

第20条 屋外保管事業者は、屋外保管に係る火災又は事故により市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、屋外保管事業者が前項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、当該屋外保管事業者に対し、当該応急の措置を講ずるよう命ずることができる。

(許可等に関する意見聴取)

第21条 市長は、第5条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の許可をしようとするときは、第5条第5項第2号ケからヌまでのいずれかに該当する事由（同号コからシまでのいずれかに該当する事由

にあつては、同号ケに係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第15条第1項の規定により許可を取り消そうとするときは、第5条第5項第2号ケからスまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(関係行政機関への照会等)

第22条 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(適用除外)

第23条 この条例の規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第13条の2第1号に定める廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定(以下この条において「許可等」という。)を受けた者が当該許可等に係る事業場において屋外保管を行う場合及び国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合には、適用しない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して、屋外保管事業場を設置した者
- (2) 第10条第1項本文の規定に違反して、許可に係る規則で定める事項を変更した者
- (3) 不正の手段により第5条第1項の許可、同条第2項の許可の更新又は第10条第1項本文の変更の許可を受けた者
- (4) 第14条第2項若しくは第3項、第19条又は第20条第2項の規定による命令に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第6項(第10条第2項で準用する場合を含む。)の規定

に違反して、当該屋外保管事業場を使用した者

- (2) 第11条第1項の規定に違反して、許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項ただし書又は第13条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- (2) 第16条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- (3) 第17条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。ただし、第25条から第28条までの規定は、令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に本市内に存する屋外保管事業場（以下「既存事業場」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に設置されたものとみなす。

- 3 既存事業場については、第5条第6項、第6条及び第8条第1項第1号の規定は、適用しない。

- 4 既存事業場については、第7条の規定は、施行日から起算して3月を経過する日までの間は、適用しない。

- 5 この条例の施行の際現に屋外保管を行っている者（第5条第1項各号の規定に該当するものに係るものを除く。以下「従前の事業者」と

いう。)は、施行日から起算して1月を経過する日までの間に従前の事業者である旨を市長に届け出なければならない。

- 6 前項の規定により届け出た従前の事業者は、施行日から起算して3月を経過する日までの間に規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
- 7 従前の事業者は、既存事業場について、施行日から起算して3月を経過する日までの間に周知事項を周辺住民に周知するために必要な規則で定める措置を講じなければならない。
- 8 従前の事業者は、施行日から起算して1月を経過する日までの間に、この条例の施行の際現に保管している再生資源物の品目及び数量を記載した記録を作成しておかななければならない。
- 9 前項の規定により作成した記録については、第9条第1項の規定により作成した記録とみなして、この条例の規定を適用する。
- 10 附則第5項及び第6項の規定による届出をした従前の事業者は、その届出に係る既存事業場について、施行日に第5条第1項の許可を受けたものとみなす。

(検討)

- 11 市長は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。